

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備（地域ため池総合整備））皿屋地区の計画を定めたので、同条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成 25 年 3 月 19 日までに佐賀県武雄農林事務所（郵便番号 843-0023 武雄市武雄町大字昭和 265 番地）に提出してください。

平成 25 年 2 月 1 日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備（地域ため池総合整備））皿屋地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 3 月 4 日まで

3 縦覧の場所

武雄市役所